

【表紙】

| | |
|------------|--|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成26年7月31日 |
| 【会社名】 | 三菱重工業株式会社 |
| 【英訳名】 | Mitsubishi Heavy Industries, Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 宮 永 俊 一 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区港南二丁目16番5号 |
| 【電話番号】 | (03)6716-3111 (大代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 総務法務部グループ長(管理グループ) 山 本 博 章 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区港南二丁目16番5号 |
| 【電話番号】 | (03)6716-3111 (大代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 総務法務部グループ長(管理グループ) 山 本 博 章 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1) |

1【提出理由】

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社の社外取締役を除く取締役、執行役員及び執行役員在任時に海外在勤であったため付与を留保していた当社の元執行役員(現顧問)に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を付与するため、会社法第238条第1項及び第2項並びに第240条第1項の定めに従い、平成26年7月31日開催の当社取締役会において、平成26年8月18日に2【報告内容】に記載の新株予約権を発行することを決議したので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものである。

2【報告内容】

- (1) 銘柄 三菱重工業株式会社 第15回新株予約権証券
- (2) 発行数 1,328個 (取締役分518個、執行役員分796個、元執行役員14個)
- (3) 発行価格 各新株予約権1個当たり564,000円(1株当たり564円)

なお、上記価格は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下のイ. からキ. の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に下記(5)の各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を乗じた金額である。

$$C = Se^{-qT} N(d) - Xe^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

ア. 1株当たりのオプション価格 (C)

イ. 株価 (S) : 平成26年7月30日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)

ウ. 行使価格 (X) : 1円

エ. 予想残存期間 (T) : 15年

オ. ボラティリティ (σ) : 15年間(平成11年7月30日から平成26年7月30日まで)の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率

カ. 無リスクの利率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率

キ. 配当利回り (q) : 1株当たりの配当金(過去12か月の実績配当金(平成25年9月及び平成26年3月配当金))

ク. 標準正規分布の累積分布関数 $(N(\cdot))$

- (4) 発行価額の総額 748,992,000円
- (5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、目的である株式の総数は1,328,000株とする。

また、付与株式数は1,000株とする。

なお、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整することができる。

- (6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権1個当たり1,000円とする。
- (7) 新株予約権の行使期間
平成26年8月19日から平成56年8月18日まで

- (8) 新株予約権の行使の条件

ア. 新株予約権者は、上記(7)の期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から1年経過した日以降、10年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

イ. 上記ア.に関わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合(ただし、については、下記(15)に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が平成51年8月18日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成51年8月19日から平成56年8月18日まで

当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

ウ．新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

エ．各新株予約権の一部行使はできないものとする。

オ．新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行ってできるものとする。

カ．新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。

キ．その他の条件については、当社株主総会決議及び当社取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

ア．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

イ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記ア．記載の資本金等増加限度額から上記ア．に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(11) 勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役9名、執行役員27名、元執行役員（現顧問）1名 合計37名

(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との関係
該当なし

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

新株予約権者は、新株予約権の全部又は一部について第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとする。

(14) 新株予約権の取得条項

ア．以下の、及びの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で未行使の新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

イ．新株予約権者の相続人が存在しない場合、若しくは、新株予約権者が、当社所定の書面により、当社に対し、相続人による本新株予約権の承継を希望しない旨を事前に届け出ている場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で未行使の新株予約権を取得することができる。

(15) 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

ア．交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

イ．新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- ウ．新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(5)に準じて決定する。
 - エ．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記ウ．に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - オ．新株予約権を行使することができる期間
上記(7)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(7)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - カ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(9)に準じて決定する。
 - キ．譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ク．新株予約権の取得条項
上記(14)に準じて決定する。
 - ケ．その他の新株予約権の行使の条件
上記(8)に準じて決定する。
- (16) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (17) 新株予約権を割り当てる日
平成26年8月18日

以 上